平成２０年（フ）第４６４号
岐阜市加野４丁目17番６号
破産者　梶屋　福保
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第２２号
京都市伏見区向島二ノ丸町389番地１　グラン・コート向島501号、開始決定時の住所兵庫県西脇市大野544番地の４
破産者　松本　正典
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５７号
兵庫県加西市吸谷町191番地
破産者　堀尾製作所（堀尾電工）こと　堀尾　洋一
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第８６号
兵庫県小野市片山町1073番地の１　アーバンおの410
破産者　遠藤　敏明
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２１９号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵60番地の１センチュリーアスカⅥ―501号
破産者　前川　一武
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７４号
奈良市南紀寺町２丁目344番地の51
破産者　稲見　　護
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５４号
島根県雲南市三刀屋町給下111番地
破産者　霍田知江美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村椛谷984番地１
破産者　齋藤恵津子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市辻２丁目７番10号
破産者　伊佐　政彦
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６６８号
兵庫県姫路市飾磨区英賀西町２丁目51番地猪尾一男方、開始決定時の住所兵庫県姫路市大津区西土井４番地
破産者　猪尾　和樹
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第８７９号
兵庫県高砂市竜山２丁目２番31号
破産者　竜山設備こと　田口　幸夫
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第８９１号
兵庫県姫路市大塩町962番地
破産者　タニコーこと　谷口　俊夫
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第７８３号
大阪府富田林市津々山台３丁目７番37号308、申立時の住所奈良県生駒市萩原町412番地１ライオンズマンション510
破産者　岡田　充司
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第７８４号
大阪府富田林市津々山台３丁目７番37号308、申立時の住所奈良県生駒市萩原町412番地１ライオンズマンション510
破産者　岡田いく子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１７８号
札幌市西区西野９条４丁目３番13号、前住所北海道岩内郡岩内町字大浜53番地の５
破産者　久保田敏子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第８号
宮城県気仙沼市弁天町１丁目５番13号
破産者　菅原　　茂
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２０年（フ）第１７２号
東京都荒川区町屋１丁目25番24号、前住所茨城県水戸市宮町１丁目８番26―1003号レーベンハイム水戸コルムナード
破産者　中畝　貴博
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２０年（フ）第４８２号
埼玉県川越市大字大袋新田297番地１
破産者　喜多　一行
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部